

東京都会計基準 改正の概要について

1 改正の主旨

東京都会計基準について、総務省の統一的な基準への対応を機に、企業会計の状況等を踏まえて以下の10項目を改正し、①②及び④～⑩については平成29年度決算から、③については平成30年度決算から適用する。

2 改正項目

(1) 貸借対照表

【資産】

<費用処理から資産計上へ>

①ソフトウェアの資産計上 <科目新設>

②出捐金の資産計上

<資産計上額の見直し>

③残存価額の廃止 ※平成30年度決算から

<科目の細分化>

④インフラ資産(うち有形固定資産)の分割

⑤「船舶等」の船舶・航空機への分割

<新規引当>

⑥投資損失引当金の計上 <科目新設>

【負債】

<引当額の見直し>

⑦賞与引当金の見直し

⑧退職給与引当金の見直し

(2) 行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書

【費用・収入】

<科目の細分化>

⑨地方消費税等の区分表示

(3) 財務諸表に係る注記

【追加情報】

<注記の追加>

⑩歳入歳出外現金の注記

3 改正の効果

「企業会計基準への準拠と精度の向上」

- ・ 企業会計基準にさらに近付くことにより、財政運営や団体指導等のマネジメントで、より有用な会計情報を活用できるようになる。(①③⑥⑦)
- ・ 科目の細分化や注記の追加により、財務状況がより分かりやすくなる。(④⑤⑨⑩)
- ・ 連結財務書類の作成が求められる中、連結修正処理が容易になる。(②)
- ・ 計算単位の細分化により、数値の精度が高まる。(⑧)



「都基準より統一的な基準の方が企業会計基準に近い」項目を解消する所要の改正
(①～⑧)